

変動する企業会計と法人税法

刻々と変化する経済取引を適切に財務諸表に反映すべく、企業会計は度々基準や指針の制定改定を繰り返します。これに比すれば、法人税法上の取扱いはなかなか変更がなされないという意味で、企業会計を「動」、法人税法を「静」と位置付けることもできるかもしれません。企業会計と法人税法は切っても切れない関係である一方、近年はその乖離が著しいと評価されることも多くなっています。今回のセミナーでは、平成30年度税制改正を軸に、そうした両者の関係について理解を深めましょう。

日時等：各回 18:20～20:30

- ① 4月16日(火)
- ② 6月11日(火)
- ③ 6月25日(火)
- ④ 7月 9日(火)
- ⑤ 7月23日(火)

講師：酒井 克彦（当研究所所長・中央大学教授・博士（法学））

内容：法人税法は「企業会計準拠主義」を採用しているため、自ずと企業会計の変化に影響を受ける建付けとなっています。もっとも、法人税法は、「別段の定め」として、企業会計に準拠しない取扱いを独自に設けるとともに、主に判例法理によって、公正処理基準該当性の判断等を通じ、法人税法上の趣旨目的の観点に立ち企業会計から一定の距離を保ってきた面もありますが、やはり企業会計準拠の前提を無視することはできません。かつてはトライアングル体制などと称される中で、企業会計と法人税法が同じ方向を向くことが評価されてきた時期もありましたが、現在ではそうした体制は崩壊したとされ、両者の乖離は日々著しいものとなってきています。昨年収益認識基準が公表され企業会計が大きく動いたことに対し、平成30年度税制改正によって法人税法はいち早く同法22条の2を創設し、法人税法が収益認識基準に依拠しない姿勢を明確なものとなりました。こうした法人税法の素早い対応には実務上驚きの声も聞こえたところですが、通達はどうなったのでしょうか。今回のセミナーでは、かかる改正に着目し、企業会計と法人税法の今後の動向について深く検討してみましよう。

場所：ハロー会議室曙橋予定（東京都新宿区片町1-3-1 第3田中ビル・都営新宿線曙橋駅A4徒歩3分）

受講料：各回単発申込：一般 5万円 会員2万円
 全回一括申込：一般 25万円 会員5万円（欠席時映像フォロー・レジュメ等資料付き）
 YouTube受講一括：一般 25万円 会員5万円（レジュメ等資料付き）

お申込：下記URLまたはQRコード、FAXよりお申込みください。

<http://bit.ly/2019oyo>



ご芳名	アコード租税総合研究所会員...□(✓を入れてください)		
ご住所			
TEL		FAX	
E-mail			

FAX : 042-806-9844

一般社団法人アコード租税総合研究所

TEL. 042-806-9843 E-mail. honbu@at-i.info <http://accordtax.net/>

* 同業競合他社の方のご参加はお断りしております *